

インセンティブ制度

健康保険料の負担を抑えるために

インセンティブ制度

○インセンティブ制度とは

協会けんぽのインセンティブ制度とは、ご加入者の健康保持、早期治療の取組み等を「2年後」の健康保険料率に反映させる仕組みです。

5つの評価指標に基づき、47都道府県支部を順位付けし、上位15支部に入ると報奨金（インセンティブ）が付与され、健康保険料率の引き下げを受けることができます。

○インセンティブの付与を受けるための5つの評価指標



① 特定健診等の受診率

→健診を毎年受診する



② 健康サポート（特定保健指導） 実施率

→対象者は保健指導を利用する



③ 健康サポート（特定保健指導） 対象者の減少率

→健診結果等を参考に生活スタイルを見直す



④ 要治療者の医療機関受診率

→要治療または要再検査の方は早急に医療機関を受診する



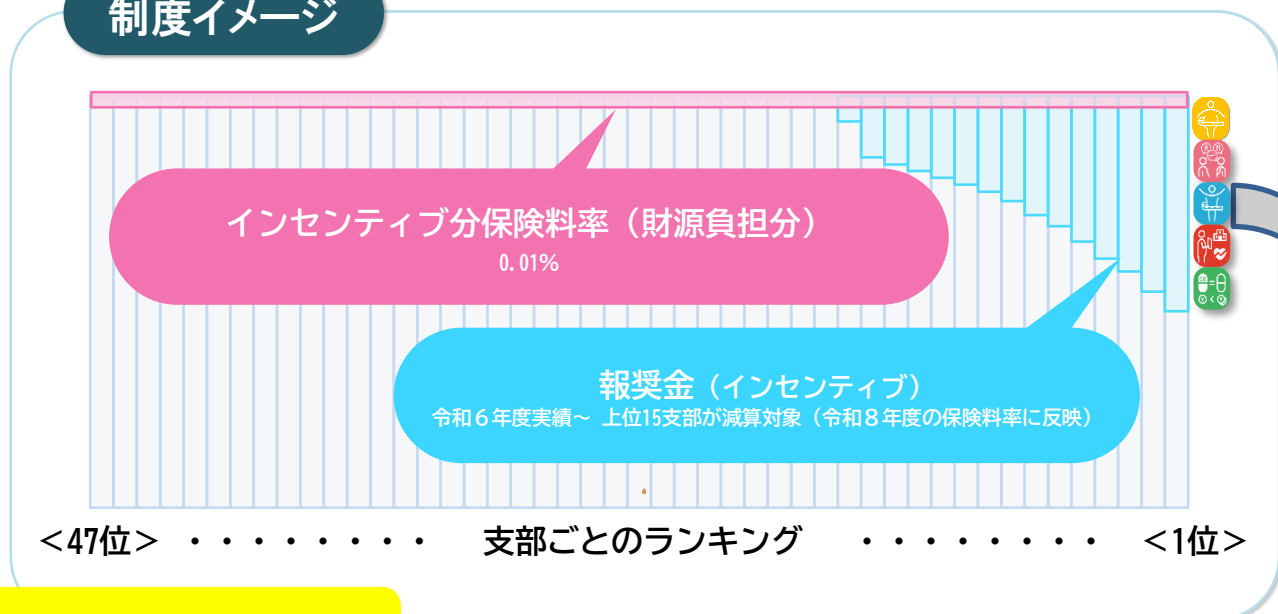
⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

→お薬の処方を受けるときは、ジェネリック医薬品を選択する

インセンティブ制度

○インセンティブ制度イメージ

制度イメージ



上位15支部に入ることができると、
報奨金 (インセンティブ) が受けられます！

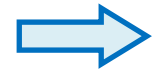
5つの評価指標

- ① 特定健診等の受診率
- ② 健康サポート (特定保健指導) 実施率
- ③ 健康サポート (特定保健指導) 対象者の減少率
- ④ 要治療者の医療機関受診率
- ⑤ ジェネリック医薬品の使用割合



滋賀支部インセンティブ制度の結果

令和5年度 総合順位
35位 / 47支部



令和6年度 総合順位
↑ 27位 / 47支部

上位15支部に入ることができなかったため、
報奨金（インセンティブ）が受けられませんでした。



① 特定健診等の受診率

↑ 12位 / 47支部 (令和5年度：25位)



② 健康サポート（特定保健指導）実施率

— 47位 / 47支部 (令和5年度：47位)



③ 健康サポート（特定保健指導）対象者の
減少率

↑ 14位 / 47支部 (令和5年度：22位)



④ 要治療者の医療機関受診率

↓ 47位 / 47支部 (令和5年度：28位)



⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

↑ 14位 / 47支部 (令和5年度：22位)



② 健康サポート（特定保健指導）実施率

■ 47位 / 47支部 (令和5年度：47位)

健康サポート(特定保健指導)実施率



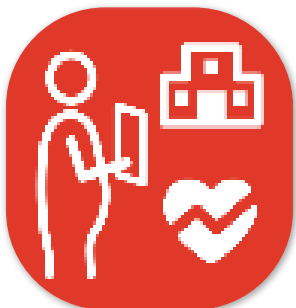
- 事業所様宛に健康サポート(特定保健指導)のご案内が届いた場合は、対象となられた従業員様の面談機会を確保していただくようお願いいたします。
- 健診機関によっては、健診当日に健康サポート(特定保健指導)を実施しているところがございます。健診受診後にお声がかかりましたら、利用するよう周知をお願いします。



④ 要治療者の医療機関受診率

↓ 47位 / 47支部 (令和5年度：28位)

要治療者の医療機関受診率



- 従業員様の健診結果をご確認いただき、「要治療」または「要再検査」と判定された従業員様へ、速やかに医療機関を受診していただくよう、お声掛けをお願いいたします。

引き続きご協力いただきたいこと

○引き続き職場でのサポートをお願いします。

①健診の受診



- ・毎年、健診を受診していただくようご案内をお願いいたします。
 - 従業員様は生活習慣病予防健診
 - ご家族様は特定健診
- ・事業者健診の場合は健診結果データを、滋賀支部に提供していただくようお願いいたします。

③健康サポート（特定保健指導）対象者の減少率



- ・健康サポート（特定保健指導）を受けられている方が中断されないようお声掛けをお願いします。
- ・従業員の皆様が新たに健康サポート（特定保健指導）の対象とならないよう、会社全体で健康づくりにお取り組みいただきますようお願いいたします。

⑤ジェネリック医薬品の使用割合



- ・医療機関を受診する際には、医師や薬剤師にジェネリック医薬品（※）を希望する旨を伝え、積極的に使用いただくよう従業員の皆様にお声掛けをお願いします。

（※）ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ有効成分を含み、品質や効き目、安全性が同等であると厚生労働省が承認した安全かつ安価な薬です。経済性に優れ、患者の負担額を軽減することができます。ただし、自分に最もあったお薬を選択することが大切であるため、まずは医師や薬剤師にご相談ください。

参考資料

- ・健康サポート(特定保健指導)について
- ・要治療、要精密検査 受診勧奨について

健康サポート(特定保健指導)について

特定保健指導とは

(健康サポート)

健診を受けた結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40～74歳までの方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア(自己管理)ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。

特定保健指導の対象者 健診を受けた40歳以上の方のうち…

腹囲 男性 85cm以上 ∷ 女性 90cm以上

または BMI 25以上 の方を抽出

さらに以下の追加リスクが1つでもあれば、
特定保健指導対象者に該当

血圧 血糖 脂質 + 喫煙

※喫煙については、血圧、血糖、脂質のリスクが1つ以上の場合にのみ追加。

健康サポート(特定保健指導)の3つのステップ

STEP1

目標と取り組みを一緒に考えます

初回面談では、20～30分で以下の説明やお話をします。
・日々の日常生活が健診結果にどう影響している？
・今の生活や状態から、改善に向けてできる取り組みは何だろう？

STEP2

3か月～ チャレンジ！

STEP1で考えた取り組みにチャレンジ。追加リスクの数や取り組み状況に応じて、サポート回数が変わります。

STEP3

ゴール！！

取り組みの状況や成果を共有し、引き続き健康づくりにための取り組みを続けるアドバイスをします。



健康サポート(特定保健指導)について

健康サポート(特定保健指導)を受ける方法



あなたとあしたへつづく、健康を。
けんぽのいっぽ!

健診当日の健康サポート(特定保健指導)の場合

被保険者と被扶養者

健診機関からの案内

健診当日に健康サポート(特定保健指導)を実施している健診機関の場合、該当された方へ健診時にご案内があります。



健診機関で面談

【金額】

被保険者:無料

被扶養者:無料または自己負担が発生する健診機関があります。

健診当日に健康サポート(特定保健指導)を受けられなかった場合

被保険者

協会けんぽから事業所を通じて案内

対象者一覧及び対象者一人ひとりへのご案内を事業所へまとめてお送りしています。



お勤め先等で面談

対面またはオンラインで受けることができます。被保険者が受ける特定保健指導の費用は無料です。

被扶養者

協会けんぽからご自宅へ案内

健康サポート(特定保健指導)利用券と併せて、利用できる機関の一覧表をお送りしています。



保健指導実施機関で面談

協会けんぽが補助する金額を超えた場合に自己負担が発生します。(詳細はご案内でご確認ください。)

要治療、要精密検査 受診勧奨について

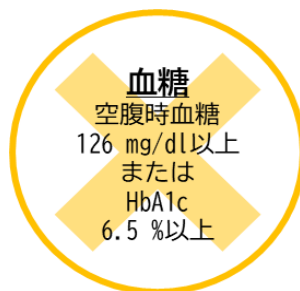
健診の結果、早期に医療機関への受診が必要な方へ

生活習慣病は自覚症状がないまま進行します。
そのため、**健診の結果で医療機関への受診が必要と判定されたにも関わらず、放置している方が多いのが実態**です。

協会けんぽでは、健診の結果、早期に医療機関への受診が必要な方で健診後の受診が確認できない方に対し、健診から約半年後に受診勧奨を行っています。

- 治療が遅れると症状が悪化し、重症化(悪化)してしまう危険があります。
- 健診結果をご確認いただき、**要治療または要精密検査と判定された場合は、速やかに医療機関を受診していただくようお願いいたします。**また、周囲の該当者へのお声かけをお願いいたします。

協会けんぽが行っている受診勧奨基準



令和7年度～



健診結果が「**要精密検査、要治療**」であった方が、**健診受診後3か月以内**に医療機関を受診したところ

脳卒中での入院の割合が3人中2人に抑えられた！心不全での入院の割合が2人中1人におさえられた！

出典元:「国際科学誌「Atherosclerosis」掲載
協会けんぽ委託研究事業「ハイリスク者の健診後の医療機関受療タイミングと、循環器疾患の入院及び全死亡リスク」元大阪大学大学院医学系研究科公衆衛生学教授 磯 博廉氏

協会けんぽからの
**健診受診後の
大切なお知らせ**です。

あなたの**健康**を
お守りするために
お送りしています。

健康な毎日を送るためには
健診結果を踏まえた次の行動が重要です。

**必ず開封して
内容を確認**してください。